

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により
主たる世帯生計維持者の収入に前年比3割以上の減収が
あった場合、上記の保険税(保険料)が減免になります。

対象となる
収入

- ①事業収入 ②不動産収入
③山林収入 ④給与収入

減免条件

前年の合計所得額が
1,000 万円以下であること

減 免 額

主たる生計維持者の減少が見込まれる
事業収入等の前年の所得額と、前年の
合計所得額の比率、併せて、前年の合
計所得額の多少により異なります。

詳しくは7月に送付しました各保険税納税通知書に同封しているチラシ、
または、町ホームページの分野別「税金」のページをご覧ください。

※窓口の混雑緩和のため、郵送での申請にご協力ください。

減免された保険税(保険料)については全額国費により補填されます。

減免についてのご相談やご不明な点は税務課にご連絡ください。

申請期限は令和3年3月31日(水)まで。(郵送の場合は当日消印有効)

【申請先・問い合わせ】栗山町役場 税務課課税グループ

〒069-1512 栗山町松風3丁目252番地 TEL 0123-73-7505

<http://town.kuriyama.hokkaido.jp/bunya/zeikin/>

栗山町 税金

